一　地域公共交通会議、協議会又は運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っているとき。

二　前号に掲げる場合のほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第十項の協議を経て作成し、又は変更された同条第二項に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八　運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一～五　（略）

六　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等

2　（略）

3　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十　法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2～4　（略）

（変更登録）

第五十一条の十一　法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

六　現に行っている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨

2　前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　第五十一条に規定する自家用有償旅客運送の別を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる路線若しくは運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該変更又は増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）

よる登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

（新設）

（新設）

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八　運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一～五　（略）

六　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2　（略）

3　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十　法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

2～4　（略）

（変更登録）

第五十一条の十一　法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

2　前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類